

○豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例施行規則

平成19年 4 月20日

規則第37号

改正 平成28年 3 月25日規則第21号

平成30年 3 月27日規則第11号

令和 3 年 3 月26日規則第16号

令和 7 年 4 月18日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例（平成19年豊岡市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 条例第4条第3号の市長が特に必要であると認めた開発行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為で、当該開発区域に接する道路沿いにおいて既に開発行為が行われている地域又は将来的に開発行為が見込まれる地域で行うもの
- (2) 開発区域の切土高さ又は盛土高さが50センチメートル未満の開発行為のうち、過去2年間に行った開発行為が条例第5条第1号の規定により開発許可の適用除外となったもので、その合算した切土高さ又は盛土高さが同号の基準を超えるもの

(良好な地域環境の確保に支障がないものとして認める開発行為)

第2条の2 条例第5条第15号の良好な地域環境の確保に支障のないものとして規則で定める開発行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 切土高さ又は盛土高さが50センチメートル未満の形状変更を伴う土地の性質変更のうち、開発区域の周囲が水路、小堤等により整備されているなどの理由により、市長が良好な地域環境を確保できると認める開発行為
- (2) 国及び県による河川、砂防、道路等を整備し、又は維持管理することを目的とする事業であって、市長が良好な地域環境を確保できると認める開発行為

- (3) 土木事業その他の事業に土地を一時的に使用することを目的とするものであって、市長が良好な地域環境を確保できると認める開発行為
(協定書)

第3条 条例第8条第1項の規定により締結する協定書においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 条例第6条第1項各号に規定する事項
(2) 開発行為に係る関係法令並びに他の条例及び規則（以下「法令等」という。）の規定による事項
(3) その他市長が必要と認める事項
(開発行為の許可申請)

第4条 条例第9条の許可を受けようとする者は、開発行為許可申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる図書を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 委任状
(2) 資金計画書（様式第2号）及び工事見積書
(3) 申請者の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書（様式第3号）並びにこれらを証する書面
(4) 設計者の資格に関する申告書（様式第4号）及び資格証明書
(5) 開発行為に関する同意（許可）の一覧表（様式第5号）
(6) 関係権利者等の同意書（様式第6号）
(7) 開発区域内の土地の登記簿謄本
(8) 字限図
(9) 法令等に基づく許可等の写し
(10) 開発区域の現況写真
(11) 設計説明書（様式第7号）
(12) 工事概要書（様式第8号）
(13) 設計図
(14) 構造計算書
(15) その他市長が必要と認める図書

2 前項第13号の設計図は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 位置図（縮尺10,000分の1以上のもの）
- (2) 区域図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (3) 求積図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (4) 現況図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (5) 土地利用計画図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (6) 造成計画平面図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (7) 造成計画断面図（縮尺100分の1以上のもの）
- (8) 排水計画平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (9) 給水計画平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (10) 道路縦断面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (11) 排水施設縦断面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (12) 構造図（縮尺50分の1以上のもの）

3 市長は、第1項に掲げる図書のうち、許可申請の審査上必要がないと認めるものについては、提出を省略させることができる。

（事業計画の説明）

第5条 条例第10条第2号の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 開発区域に係する区長
- (2) 開発区域周辺に農業用水路が存在する場合は、開発区域に係する水利関係代表者

（開発行為の許可又は不許可の通知）

第6条 条例第12条の規定による通知は、開発行為許可通知書（様式第9号）又は開発行為不許可通知書（様式第10号）をもって行うものとする。

（変更許可の申請）

第7条 条例第13条第1項の変更許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（様式第11号）に必要な図書（第4条第1項各号に掲げる図書のうち、変更が生じたものをいう。）を添え、市長に提出しなければならない。

（変更許可を要しない行為）

第8条 条例第13条第1項の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事着手及び完了の予定日の変更
- (2) 工事の施工により計画を変更した場合において、工事概要書に記載された数量の増減が1割以内の変更
- (3) 擁壁及び排水施設を変更する場合において、変更後の規格及び構造が変更前と同等と認められる変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めた変更

2 前項第1号の変更を行う場合は工期変更届（様式第12号）を、前項第2号、第3号及び第4号の変更を行う場合は工事変更届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（工事着手届）

第9条 条例第14条の規定による届出は、工事着手届（様式第14号）に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 主任技術者及び現場代理人届（様式第15号）
- (2) 資格証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（工事完了届）

第10条 条例第15条第1項の規定による届出は、工事完了届（様式第16号）に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 着手前写真
- (2) 完成写真
- (3) 工事施行中の写真
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 前項第1号から第3号までに規定する工事写真の撮影基準については、市長が別に定める。

（検査の通知）

第11条 条例第15条第2項の規定による通知は、開発行為に関する工事の検査済証（様式第17号）を交付して行うものとする。

（開発行為の廃止）

第12条 条例第16条第1項の規定による届出は、工事廃止届（様式第18号）に次の各

号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 廃止時の状況を示した平面図
- (2) 廃止後の措置を示した平面図
- (3) 廃止時の現状写真
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項に掲げる図書のうち特に必要がないと認めるものについては、提出を省略させることができる。

(地位の承継の届出)

第13条 条例第17条第1項の規定による届出は、地位承継届出書（様式第19号）に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 承継を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める図書

(地位の承継の承認)

第14条 条例第17条第2項に規定する申請は、地位承継承認申請書（様式第20号）に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 承継を証する書類
- (2) 資金計画書（様式第2号）
- (3) 申請者の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書（様式第3号）
並びにこれらを証する書面
- (4) 関係権利者等の同意書（様式第6号）
- (5) その他市長が必要と認める図書

(地位の承継の承認又は不承認の通知)

第15条 条例第17条第3項の規定による通知は、地位承継承認通知書（様式第21号）若しくは地位承継不承認通知書（様式第22号）をもって行うものとする。

(標識)

第16条 条例第18条第1項の規定による規則で定める標識の設置は、開発行為許可標識（様式第23号）により行うものとする。

(標識の設置を要しない開発行為)

第17条 条例第18条第1項の規則で定める標識の設置を要しない開発行為は、次の各

号に掲げるものとする。

- (1) 自己の居住の用に供する開発行為
- (2) その他市長が認めた開発行為
(建築工事着手届)

第18条 条例第20条第1項ただし書の適用を受けようとする者は、建築工事着手届(様式第24号)に、次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物配置図
- (2) 建築物平面図
- (3) 建築物立面図
- (4) 現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類
(公共施設の引継ぎ)

第19条 条例第21条第1項の公共施設の引継ぎは、次の各号に掲げる図書を提出して行わなければならない。

- (1) 寄附申出書(様式第25号)
- (2) 帰属承諾書(様式第26号)
- (3) 登記承諾書(様式第27号)
- (4) 登記原因証明情報
- (5) 印鑑証明書
- (6) 位置図
- (7) 字限図
- (8) 登記事項証明書
- (9) 地積測量図
- (10) 公共施設詳細図
- (11) 現況写真
- (12) その他市長が必要と認める書類
(国等に関する特例を適用する法人)

第20条 条例第22条第1項のその他規則で定める法人は、次の各号に掲げる法人とす

る。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 地方住宅供給公社
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 独立行政法人空港周辺整備機構
- (5) 土地開発公社
- (6) 日本下水道事業団

(報告)

第21条 条例第23条の規定による報告は、報告書（様式第28号）により行うものとする。

(開発許可の取消し及び開発行為の中止命令)

第22条 条例第24条の規定による開発許可の取消し及び開発行為の中止命令は、開発許可取消通知書（様式第29号）及び開発行為中止命令書（様式第30号）により行うものとする。

(身分証明書)

第23条 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第31号）によるものとする。

2 前項に規定する身分を示す証明書の有効期間は、発行の日から1年とする。

(公表事項)

第24条 条例第26条のその他規則で定める事項は、条例第9条第1号及び第2号に規定する事項とする。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条から第24条までの規定は、この規則の施行の日以後において工事に着手する開発行為から適用する。

附 則（平成28年 3 月25日規則第21号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月27日規則第11号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月26日規則第16号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月18日規則第43号）

この規則は、令和 7 年 4 月18日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(表)

開 発 行 為 許 可 申 請 書

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例第9条の規定により開発行為の許可を申請します。

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

開 発 行 為 の 概 要	1 地 名 ・ 地 番	
	2 面 積	m ²
	3 用 途	
	4 工事着手予定年月日	年 月 日
	5 工事完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要事項	道 路 法 有 ・ 無 河 川 法 有 ・ 無 農 地 法 有 ・ 無 国有財産法 有 ・ 無 自然公園法 有 ・ 無 森 林 法 有 ・ 無 そ の 他()

(裏)

開 発 行 為 の 概 要	7 採取する土砂の量	総採取量	立方メートル
	8 採取の方法 (1)掘削の手段 (2)掘削の最大高さ (3)使用機械		
	9 土砂崩壊防止の対策 (1)土砂流出防止方法 (2)排水処理方法		
	10 採取跡地の整備方法 (1)掘削面の勾配 (2)法面保護対策 (3)跡地の利用方法		
	11 土の搬出方法 (1)一日当りの搬出量 (2)一日当りの搬出台数		

※様式第1号(裏)は土砂採取以外の開発行為については不要です。

様式第2号(第4条、第14条関係)

資 金 計 画 書

収支計画

(単位：千円)

科 目		金 額
資 金	自 己 資 金	
	融 資 金	
	そ の 他	
	計	
収 入	処 分 収 入	
	宅地処分収入	
	補 助 負 担 金	
	計	
支 出	用 地 費	
	工 事 費	
	整 地 工 事 費	
	道 路 工 事 費	
	排水施設工事費	
	給水施設工事費	
	付 帯 工 事 費	
	計	

注) 自己の居住又は自己の業務の用に供する場合以外の開発行為については融資(残高)証明書を添付して下さい。

様式第3号(第4条、第14条関係)

申請者の資力及び信用
工事施行者の能力 に関する申告書

氏名(名称及び代表者名)											
住 所 (所 在 地)										電 話	
創立(営業)後の沿革等											
法令による登録によ	建設業法							資 本 金	万円		
	宅地建物取引業法その他							主たる取引金融機関			
資 産 の 状 況											
(法人の場合のみ)	納税額	税 区 分 年度区分	法 人 税 又 所 得 税	事 業 税	市町民税	固定資産税	そ の 他	計			
		年度 (前年度)	円	円	円	円	円	円			
		年度 (前々年度)	円	円	円	円	円	円			
職員数	事務職 労務職	人	技術職 計	人	建設機械 種別台数						
主 な 技 術 者 名	役 職 名	氏 名		年 齢	在社年数	資格免許、学歴その他					
過去5年間の宅地 開発に関する実績	事業名 (工事名)	事業主元請 下請の区分	場 所	面 積	許 可 番 号 年 月 日	着工年月 完成年月	検 査 済 証 交 付 年 月 日	工 事 高			
								万円			
								万円			
上記以外の											
年 月 日 豊岡市長 様 申告者氏名 上記のとおり申告します。											

注) この申告書は、自己の居住又は自己の業務の用に供する場合の開発行為については不要です。

様式第4号(第4条関係)

設計者の資格に関する申告書

(1) 設計者の氏名及び生年月日		年 月 日生		(3)	所在地	
(2) 現住所				勤務先の所在地及び名称	名称 電話	
(4) 資格免許等	名称	(ア) 建築士	(イ) 土木施工管理技士	(ウ)		
	登録番号等	(級) 第 号	(級) 第 号			
	取得年月日	年 月 日	年 月 日			
(5) 宅地開発に 関する実務経歴	会社名又は工事名及び実務の内容		実務に従事した期間		期間合計	
			年 月から 年 月まで(年 月)		年 月	
			年 月から 年 月まで(年 月)			
			年 月から 年 月まで(年 月)			
			年 月から 年 月まで(年 月)			
(6) その他必要な事項						
※ 審査 (適 ・ 否)		年 月 日 豊岡市長 様 上記のとおり相違ありません。 申告者氏名				

注) この申告書は、自己の居住又は自己の業務の用に供する場合の開発行為については不要です。

様式第5号(第4条関係)

(表)

開発行為に関する同意(許可)の一覧表

豊岡市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

下記のとおり同意(許可)を得ました。

1 公共施設の管理者等

種 別	管 理 者 (許 可 権 者)	同 意 (許 可) 年 月 日	摘 要
給水施設(上水道)		・ ・	
排水施設(下水道)		・ ・	
消 防 水 利 施 設		・ ・	
取 付 先 道 路		・ ・	
放 流 先 水 路		・ ・	
水 利 権		・ ・	
		・ ・	
農 地 法		・ ・	
自 然 公 園 法		・ ・	
森 林 法		・ ・	
		・ ・	

注) 同意書(許可書)の写しを添付してください。

(裏)

2 新たに設置される公共施設

種 別	番号	概 要	同意年月日	管 理 者	用地の帰属	摘 要
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			

3 従前の公共施設

種 別	番号	概 要	同意年月日	管理者	用地の所有者	用地の帰属	摘 要
			・ ・				
			・ ・				
			・ ・				
			・ ・				

記入上の注意

- 1 一つの公共施設用地が二つ以上の者に帰属することとなる場合は、摘要欄にその旨を記載し、その帰属の状態を図面に明示してください。
- 2 「概要」欄には、広場、公園、緑地及び消防の用に供する貯水施設については、面積のみを記載してください。また、上・下水道管については、寸法及び延長のみを記載してください。

様式第6号(第4条、第14条関係)

関係権利者等の同意書

開発事業者氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)				
開発区域の地名・地番				
上記に係る開発行為及び開発行為に関する工事の実施については、異議がないので同意します。				
権利の対象物	対象物の所在地	権利の種類	同意年月日	権利者の住所・氏名 (自署又は記名押印)
()			年 月 日	
()			年 月 日	
()			年 月 日	
()			年 月 日	
()			年 月 日	
()			年 月 日	
()			年 月 日	
注(1) 権利の対象物欄は、土地、池沼、建築物等の別を記入し、()内には、土地については地目を、建築物については用途を記入してください。				
(2) 権利の種類欄には、所有権、賃借権、その他の権利を記入してください。				
(3) 開発区域、隣接地の権利者、関係区長、水利関係代表者から同意を得てください。(地位の承継の場合は、隣接地の権利者、関係区長、水利関係代表者からの同意は不要です。)				

設 計 説 明 書

設計者 住所
氏名

開発区域に含まれる地域の名称				事業主氏名			
設計の方針	1 事業の目的						
	基本的方針						
	そ の 他						
2 開発区域内の土地の現況	地域地区等	都市計画区域内	用途地域	第2種低層住宅専用地域		近隣商業地域	工業専用地域
			第1種中高層住居専用地域	商業地域		用途地域の指定なし	
		都市計画区域外	第1種住居地域	準工業地域			
			第2種住居地域	工業地域			
	宅地造成等工事規制区域		その他				
	特定盛土等規制区域						
	地目別概要	区分	宅 地	農 地	山 林	そ の 他	計
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		比率	%	%	%	%	%
	所有別概要	区分	自己所有	買収予定	地主所有	そ の 他	計
面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
比率		%	%	%	%	%	
3 開土計画 開発区域内	区分	住宅用宅地	公共の用に供する空地	住宅用宅地以外の宅地	その他の土地	計	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	比率	%	%	%	%	%	
4 公共施設の整備計画	区分	道 路	公 園	下 水 道	緑 地	広 場	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	比率	%	%	%	%	%	
	区分	河 川	運 河	水 路	消防の用に供する貯水施設	計	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	比率	%	%	%	%	%	

(裏)

5 街区 計画 設定	個人住宅用宅 地の規模	100平方メー トル以上150平方 メートル未満 のもの	150平方メー トル以上200平方 メートル未満 のもの	200平方メー トル以上250平方 メートル未満 のもの	250平方メー トル以上のもの	計
	同上の宅地数					
6 資金 計画	開発(施行)費	¥ 千円	自 己 資 金	¥ 千円	借 入 金	¥ 千円

(注意)

- 1 土砂採取による開発行為については、3～5欄(開発区域内土地利用計画、公共施設の整備計画、街区設定計画)の記入は不要です。
- 2 開発区域を工区に分けるときは3～5欄について、別に工区別に記載した内訳を添付して下さい。
- 3 土地利用計画、公共施設の整備計画、街区設定計画については、3～5欄に記入するほか、次の事項を総括的に明記した図面(縮尺1000分の1程度)を添付して下さい。
 - (1) 公共の用に供する土地の管理帰属区分及びその配置(図面の余白に一覧表として公共施設ごとに管理帰属区分及びその面積を表示してください。)
 - (2) 街区の配置及びその番号
 - (3) 予定される建築物の配置、規模構造及び用途
 - (4) 住宅用地及び公共用地以外の土地の配置及び用途
 - (5) その他必要な事項
- 4 記入上の注意
 - (1) 1の「事業の目的」欄は、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物又は宅地分譲、建売住宅付分譲、造成後一括譲渡、社員住宅の建設等の区分を記入してください。
 - (2) 1の「基本的方針」欄は、設計上考慮した周辺と関連、施行地区内の計画上特に配慮した事項等を記入してください。
 - (3) 1の「その他」の欄は、施行地区外の土捨て場、土取場等があるときは、その位置及び搬入搬出の経路等のことを記入してください。
 - (4) 2の「地域地区等」欄は、施行地区又は、その一部が該当するものを○で囲んでください。
 - (5) 2の「地主所有」欄は、事業施行後地主に返還する予定の土地の現況面積を記入してください。
 - (6) 4の内容は、3の「公共の用に供する空地」欄の内容を示すもので、従って4の「計」欄は、3の「公共の用に供する空地」欄と同じ面積及び比率になるよう記入してください。なお、開発区域外の公共施設の用地の面積については、別紙に添付してください。

様式第8号(第4条関係)

工 事 概 要 書

切土又は盛土をする土地の面積					m ²
切土又は盛土の土量	切 土				m ³
	盛 土				m ³
擁 壁	番 号	構 造	高 さ(m)	数 量 (m)	
排 水 施 設	番 号	種 類	内のり寸法	数量(m・箇所)	
がけ及びのり面の保護の方法					
工事中の危険防止のための措置					
特 記 事 項					
そ の 他					

記入上の注意

擁壁・排水施設の番号は、①・②・・・と順番に記載し、その番号を計画平面図に記入してください。

様式第9号(第6条関係)

第 号
年 月 日

開 発 行 為(変 更)許 可 通 知 書

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

豊岡市長 

年 月 日付で(変更)申請のあった開発行為については、下記の条件を付して許可したので通知します。

記

許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号
開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 名 地 番	
開 発 区 域 の 面 積	
予 定 建 築 物 の 用 途	
条 件	

備考

- 1 工事中及び完成写真を保存し、工事完了後は速やかに工事完了届を提出すること。
- 2 法令等に抵触する場合は、手続きを完了したうえで工事着手をすること。

第 号
年 月 日

開 発 行 為 (変 更) 不 許 可 通 知 書

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者の氏名)

豊岡市長 

年 月 日付けで(変更)申請のあった開発行為については、下記の理由により不許可としたので通知します。

記

開発区域又は工区に含まれる地名地番	
開発区域の面積	
予定建築物の用途	
理由	

備考

- 1 工事を実施する場合は、指摘事項を改善し再度許可申請書を提出すること。
- 2 開発許可を得ず工事を実施した場合は、公表の対象となる場合があります。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊岡市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊岡市を被告として(訴訟において豊岡市を代表とする者は豊岡市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号(第7条関係)

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例第13条の規定により、開発行為の事業計画変更の許可を申請します。

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

許可年月日・番号		年 月 日 第 号
開発区域	区 域	
	面 積	m ²
変 更 の 内 容		
※ 処 理 欄		

注)※印は、記入しないでください。

様式第12号(第8条関係)

工 期 変 更 届

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例第13条の規定により、工期期間の変更を下記のとおり届け出ます。

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	第 号
工 事 着 手 年 月 日	当 初	変 更	
	年 月 日	_____	
工事完了予定年 月 日	年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由			
※ 処 理 欄			

注)※印は、記入しないでください。

様式第13号(第8条関係)

工 事 変 更 届

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例第13条の規定により、工事内容の変更を下記のとおり届け出ます。

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	第 号
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
※ 処 理 欄			

注)※印は、記入しないでください。

様式第14号(第9条関係)

工 事 着 手 届

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例第14条の規定により、工事の施行について下記のとおり届け出ます。

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

許可年月日・番号	年 月 日 第 号
地 名 ・ 地 番	
面 積	
用 途	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
※ 処 理 欄	

注)※印は、記入しないでください。

様式第15号(第9条関係)

主任技術者及び現場代理人届

工事名
工事場所

工事
地先

上記工事については、下記の者を主任技術者及び現場代理人に選任しましたので、届け
出ます。

記

主任技術者 氏名
現場代理人

年 月 日

豊岡市長 様

請負者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

様式第16号(第10条関係)

工 事 完 了 届

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例第15条の規定により、開発行為に関する工事が完了しましたので、届け出ます。

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

許可年月日・番号	年 月 日 第 号
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
工事を完了した 開発区域又は区域に 含まれる地名・地番	
※ 処 理 欄	

注)※印は、記入しないでください。

様式第17号(第11条関係)

開発行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

豊岡市長 印

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例第11条の規定による許可の基準に適合していることを証明します。

記

許 可 年 月 日 ・ 番 号		年	月	日	第	号
開発区域又は工区に含まれる地名地番及び面積						
許可を受けた者	住 所					
	氏 名					

様式第18号(第12条関係)

工 事 廃 止 届

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例第16条の規定により、開発行為の廃止について届け出ます。

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

許可年月日・番号	年 月 日 第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止にかかる地名 地番及び面積	
廃止時の状況	別添図面及び写真のとおり
廃止の理由	
廃止後の措置	
※ 処 理 欄	

注)※印は、記入しないでください。

様式第19号(第13条関係)

地 位 承 継 届 出 書

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例第17条の規定により、地位の承継を次のとおり届け出ます。

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

許可年月日・番号	年 月 日 第 号
地位の承継にかかる 地名地番及び面積	
被承継人の氏名又は名 称及び代表者の氏名	
承 継 年 月 日	
承 継 の 原 因	
※ 処 理 欄	

注)※印は、記入しないでください。

様式第20号(第14条関係)

地 位 承 継 承 認 申 請 書

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例第17条の規定により、地位の承継を次のとおり申請します。

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

許可年月日・番号	年 月 日 第 号
地位の承継にかかる 地名地番及び面積	
前開発事業者の氏名 又は名称及び代表者 の 氏 名	
承 継 年 月 日	
承 継 の 原 因	
※ 処 理 欄	

注)※印は、記入しないでください。

様式第21号(第15条関係)

第 号
年 月 日

地 位 承 継 承 認 通 知 書

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

豊岡市長 

年 月 日付けで申請のあった地位承継については、下記のとおり承認したので、
豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例第17条の規定により
通知します。

記

承認年月日・番号	年 月 日 第 一 号
開発区域又は工区に含まれる地名地番	
前開発事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名	
備考	

様式第22号(第15条関係)

第 号
年 月 日

地 位 承 継 不 承 認 通 知 書

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者の氏名)

豊岡市長 

年 月 日付けで申請のあった地位承継については、下記の理由により不承認としたので、豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例第17条の規定により通知します。

記

開発区域又は工区に含まれる地名地番	
前開発事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名	
理 由	

備考

- 1 工事を実施する場合は、指摘事項を改善し再度承認申請書を提出すること。
- 2 地位承継の承認を得ず工事を実施した場合は、公表の対象となる場合があります。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊岡市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊岡市を被告として(訴訟において豊岡市を代表とする者は豊岡市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第23号(第16条関係)

	豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の 手続等に関する条例第9条の規定に基づく開発行為	
許 可 年 月 日		
許 可 番 号		
開発区域の地名・地番		
面 積		
用 途		
工事着手予定年月日		
工事完了予定年月日		

※大きさ 縦29センチメートル 横42センチメートル

様式第24号(第18条関係)

建 築 工 事 着 手 届

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例第20条の規定により、開発区域内における建築工事の着手について届け出ます。

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

許可年月日・番号	年 月 日 第 号
建築敷地の地名地番及び面積	
建築着手年月日	
建築完了予定年月日	
建築が必要な理由	
※ 処 理 欄	

注)※印は、記入しないでください。

様式第25号(第19条関係)

寄 附 申 出 書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例第21条の規定により、下記の土地を豊岡市に寄附します。

記

土 地 の 所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)	備 考

注)備考欄には、道路・公園等公共施設名を記入すること。

様式第26号(第19条関係)

帰 属 承 諾 書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

下記の土地に附帯する物件は、寄附受納と同時に無償にて豊岡市に帰属することを承諾します。

記

土 地 の 所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)	備 考

注)備考欄には、道路・公園等公共施設名を記入すること。

様式第27号(第19条関係)

登 記 承 諾 書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

私の所有に係る下記の土地を、寄附により豊岡市に所有権移転登記されることを承諾します。

記

1 寄附年月日 年 月 日 寄附

2 土地の表示

土 地 の 所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)	備 考

注)備考欄には、道路・公園等公共施設名を記入すること。

様式第28号(第21条関係)

年 月 日

豊岡市長 様

報告者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

報 告 書

年 月 日 に指導のあった内容について、下記のとおり報告します。

記

開 発 区 域 の 地 名 ・ 地 番	
指 導 の 内 容	
報 告 の 内 容	
※ 処 理 欄	

注)※印は、記入しないでください。

様式第29号(第22条関係)

第 号
年 月 日

様

豊岡市長 印

許 可 取 消 通 知 書

下記の開発行為は、豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例に違反しているので、同条例第24条の規定に基づき、開発許可の取り消しを通知します。

記

許可年月日・番号	年 月 日 第 号
開発区域又は工区に 含まれる土地の地名・地番	
通知の内容	開発許可の取り消し
理 由	

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊岡市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊岡市を被告として(訴訟において豊岡市を代表とする者は豊岡市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第30号(第22条関係)

第 号
年 月 日

様

豊岡市長 印

開 発 行 為 中 止 命 令 書

下記の開発行為は、豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例に違反しているので、同条例第24条の規定に基づき、開発行為の中止を命じます。

記

開 発 許 可 の 有 無	有 ・ 無
許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号
命 令 に 係 る 土 地 の 地 名 ・ 地 番	
通 知 の 内 容	開発行為の中止
理 由	

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊岡市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊岡市を被告として(訴訟において豊岡市を代表とする者は豊岡市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第31号(第23条関係)

(表)

身 分 証 明 書	
職	
	氏 名 生年月日
上記の者は、豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例 第25条第1項の規定による立入検査をすることができる者であることを証明する。	
年 月 日	
	豊岡市長 印
※ 年 月 日まで有効	

(裏)

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例(抜粋)
(立入検査)
第25条 市長は、この条例による権限を行うため、必要な限度において、職員に、開発区域に立ち入り、当該区域の土地若しくは当該区域にある物件又は当該区域において行われている工事の状況等について検査させることができる。
2 前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

※大きさ 縦5センチメートル 横8センチメートル

様式第1号（第4条関係）
様式第2号（第4条、第14条関係）
様式第3号（第4条、第14条関係）
様式第4号（第4条関係）
様式第5号（第4条関係）
様式第6号（第4条、第14条関係）
様式第7号（第4条関係）
様式第8号（第4条関係）
様式第9号（第6条関係）
様式第10号（第6条関係）
様式第11号（第7条関係）
様式第12号（第8条関係）
様式第13号（第8条関係）
様式第14号（第9条関係）
様式第15号（第9条関係）
様式第16号（第10条関係）
様式第17号（第11条関係）
様式第18号（第12条関係）
様式第19号（第13条関係）
様式第20号（第14条関係）
様式第21号（第15条関係）
様式第22号（第15条関係）
様式第23号（第16条関係）
様式第24号（第18条関係）
様式第25号（第19条関係）
様式第26号（第19条関係）
様式第27号（第19条関係）
様式第28号（第21条関係）
様式第29号（第22条関係）

様式第30号（第22条関係）

様式第31号（第23条関係）